



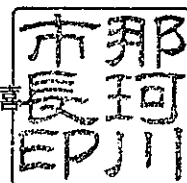
※受理年月日	令和7年6月24日
※受理番号	7那地第164号
※備考	

意見書

7那地第233号
令和7年9月19日

福岡県知事 様

那珂川市長 武末 茂喜



令和7年6月16日付け7中小振第281号-6で照会のあった大規模小売店舗の届出について、
下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ゆめモール那珂川2街区
那珂川市道善5丁目36番 外

2 意見

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・店舗利用者が路上駐車、駐輪を行わないよう、適切に駐車場、駐輪場へ案内すること。

【建設課】

- ・混雑時には誘導員を配置する等、周辺の交通に混乱をきたさないようにすること。

【建設課】

- ・駐車場が満車の際に道路上で車両を待機させないこと。【建設課】

- ・店舗から出入りするためのカーブミラーの設置は原則認めないため、駐車場からの出入りに際し見通しを確保すること。【建設課】

- ・届出書には渋滞等の対策について記載されてるが、交通誘導員の適正な配置や案内標識の設置、車両導線の確保など、実効性のある措置が講じるよう、事業者に対し改めて指導すること。

【都市計画課】

（2）歩行者の通行の利便の確保等

- ・通学路に対する安全対策を講じること。特に国道385号線に面する通学路については、登下校を含む通学時間帯の交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。

【学校教育課】

（3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

- ・当事業者から排出される一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき適正な処理を行うこと。【環境課】

（4）防災・防犯対策への協力

- ・意見なし【安全安心課】

（裏面あり）

(5) 騒音の発生に係る事項

- ・当該事業地の建築工事において騒音・振動規制法に基づく特定建設作業がある場合は、作業開始の7日前までに届出を提出してください。また、周辺住民への周知及び防音シート・防塵シート等を設置し、周辺住民に配慮した工事を行うとともに、当該事業地における騒音・振動・粉じん等の苦情に関しては、施工者が責任をもって対処し解決してください。

【環境課】

- ・騒音、振動規制法に基づく特定施設の設置がある場合は、設置工事の30日前までに届出を提出してください。【環境課】

(6) その他

- ・意見なし